

(公財)茨城県開発公社改革プラン見直しに関する意見書【概要版】

1 前期 (H21-25) の評価

- プロパー職員の削減が図られた。今後、県派遣職員の縮減に向けた検討が望まれる。
- 財務状況については、県の経営支援により懸念されていた債務超過が回避されるなど改善が進んだ。
- 土地開発事業については、プロパー工業団地で平成 23 年度以降、目標である年 6.0ha の処分が達成されるなど、その販売努力を評価する。
- 事業領域の限定については、いこいの村涸沼などの譲渡等に向けた一層の取組みを求める。

2 見直しの方向性

(土地開発部門)

- プロパー工業団地については、残り 5 年間で 24.9ha を完売できるよう努められたい。
- 県は、公社から承継した未造成工業団地については、利活用策を検討するとともに、関係市と協議を進め、早急に対応されたい。
- 代替地については、地元市町村への譲与など処分方策の検討を進められたい。

(福祉部門)

- いこいの村涸沼については、引き続き、譲渡に向けて積極的に取り組まれたい。
- 国民宿舎鶉の岬の指定管理については、原則公募であることや事業領域の限定という当委員会の観点も踏まえ、次期指定管理に向けて、県は、十分に議論を尽くすとともに、事業継続の可否については、継続して検証されたい。

(ビル, 駐車場・会議室管理部門)

- 開発公社ビルについては、今後とも、入居者の確保に努め、ビル収益の改善を図ることと併せ、売却について引き続き検討を進められたい。
- 県による経営支援補助金等の公社支援は、公社の自立化を図ることを目的としていることから、毎年度自立化への取組状況について検証されたい。
- 茨城空港ターミナルビルについては、公益認定において公益目的事業として位置付けられたことを受けて、当委員会としては、従前の売却前提の立場を見直す。

(組織, 給与カット)

- 改革プランによる経営改革が継続していることから、役職員の給与カットについては、引き続き行うべきである。
- 組織体制や役職員の数, 給与の見直し等を含む経営の合理化については、不断に取り組むよう要請する。
- 県による人的支援の一層の削減について、検討を進められたい。

(土地開発事業に係る今後の方針)

- 自主事業に関して後年度の負担とならない場合に限り事業化することや損失補償はしないなどの点を遵守し、公社は、需要動向を見定め、公益目的事業である土地開発事業の安定した経営に当たられたい。
- 短期貸付金から切り替えられた、県からの土地開発事業資金としての長期貸付金については、土地の売却により返済されるものであることから、支援期間の平成 30 年度末までの完売について、より一層積極的に取り組まれたい。

3 まとめ

平成 30 年度を目途に引き続き事業領域の限定に関する検討を進め、組織の縮減に努めるなど不断の見直しをすべきである。スリムな組織体制を構築し、公益財団法人の使命を果たせる経営体として真の自立を果たされたい。